

京都市立芸術大学大学院音楽研究科規程（博士（後期）課程）

（平成24年4月1日理事長決定）

（趣旨）

第1条 この規程は、京都市立芸術大学大学院学則第7条の規定に基づき、音楽研究科博士（後期）課程（以下「博士（後期）課程」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 博士（後期）課程は、高度で専門的な音楽芸術の研究を行い、世界的に活躍する音楽家、音楽学者を育成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とする。

（専攻及び研究領域）

第3条 博士（後期）課程の専攻は、音楽とする。

2 以下の4の研究領域を置く。

- (1) 作曲・指揮
- (2) 器楽
- (3) 声楽
- (4) 音楽学

（収容定員）

第4条 博士（後期）課程の入学定員は5名（社会人及び留学生特別選抜を含む。）とし、収容定員は15名とする。

（博士課程委員会）

第5条 音楽研究科に博士課程委員会を置く。

2 博士課程委員会は、博士（後期）課程の所管に属するすべての事項について審議し、4領域から選出された委員をもって構成する。

（指導教員）

第6条 音楽研究科委員会は、第3条に定める4の研究領域に応じて、博士（後期）課程学生（以下「学生」という。）の研究指導を担当する教員を定めるものとする。

2 博士（後期）課程にあつては、学生1人ごとに主任指導教員を含む複数の教員が研究指導を担当するものとする。

（授業科目及び単位）

第7条 博士（後期）課程において開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第8条 学生は、別表に掲げる授業科目の内から必修科目及び選択科目を合わせて12単位以上を修得し、かつ研究指導を受けなければならない。

2 学生は、毎学年始めの指定期日までに研究計画書を提出し、指導教員の助言を受ける。

3 学生は、毎学年末に研究結果の概要を指導教員に報告しなければならない。

4 学生は、最終年次を博士論文作成期間とし、前年次の後期に、自己の研究を集約し、博士論文のテーマについて主任指導教員に報告しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、認定のうえ、単位を与える。

2 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、その方法は、別に定める。

(博士(後期)課程の修了)

第10条 学長は、博士(後期)課程において、学年が3年以上在学し、別に定めるところにより単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文等の審査及び最終試験に合格したときは、本学大学院博士(後期)課程の修了を認定することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

(学位の授与)

第11条 博士(後期)課程を修了した者には博士の学位を授与し、その学位に付記する専攻分野は「音楽」又は「音楽学」とする。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

(委託生及び聴講生)

第12条 委託生及び聴講生については、当分の間、受入れを許可しない。

(外国人研究留学生及び社会人研修生)

第13条 外国人研究留学生は大学院学則第37条及び社会人研修生については大学院学則第35条の規程を準用する。

(規定の準用)

第14条 その他の事項については、大学院学則並びに大学院音楽研究科規程(修士課程)を準用する。

(規定外事項の処理)

第15条 この規程及び前条に定めるもののほか、博士（後期）課程に関する必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。